

令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物 東部知多衛生組合での受入れ開始日決定

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県内において、今後、家屋等の解体
想定棟数の増加に伴う災害廃棄物の更なる増加が見込まれます。

このため、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」※¹（2022 年 2 月第二版一部修
正）に基づき、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会※²から、愛知県に対し、
県内のごみ焼却施設における災害廃棄物の受入れについて支援要請がありました。

これを受け、東浦町では災害廃棄物受入れに関する事前協議を行いました。受入れ
につきましては、東部知多衛生組合で以下の日程で開始します。

（1）搬入期間

2024 年 9 月 9 日から 2026 年 3 月まで（想定）

※受入開始日は 2024 年 9 月 11 日

（2）対象となる災害廃棄物

石川県輪島市及び珠洲市の可燃ごみ（木くずを含む）

（3）最大受入可能量 10t／日

※1 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が、災害廃棄物対策に関する県域を越えた連
携手順を示すために策定した計画で、第一版を 2016 年 3 月に、第二版を 2017 年 2 月に策定。

※2 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

中部ブロック（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋
賀県）において、災害時の廃棄物対策について情報提供を行うとともに、県域を越えた連携
が必要となる災害時の廃棄物対策の広域連携について検討することを目的に設置。国、中部
地方の各県・政令市・中核市、産業資源循環協会等で構成。事務局は環境省中部地方環境事
務所。

■問い合わせ

東浦町環境課 ☎0562-83-3111(内線 283) 担当：久野・北田